

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第25回 平成21年 9月2日開催 午後7時から午後9時5分 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、佐藤、岸川、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料 ・第25回運営会次第

・第25回全体討議の進め方

・盛り込むべき事項運営会案 「住民(区民)の権利と責務」その3

・第24回区民検討会議開催概要

1 運営会からの報告

『住民(区民)の権利と責務』に盛り込むべき事項について、(12)人権についてから(22)その他についてまでの運営会案を以下のとおり作成した。【報告】

(12)人権について

ここでは盛り込まない。

『条例の基本的考え方』で人権の尊重について盛り込んでおり、また『住民(区民)の権利と責務』では守られるべき具体的な権利を挙げており、並列して人権を挙げるのは整合性に欠けるため。

(13)教育について

運営会案 「区民は学ぶ権利を有する」

「学ぶ」を広い概念として捉える。

(14)自治権について

ここでは盛り込まない。住民自治を実現する具体的な仕組みについては、『住民参加の仕組み』などの項目で検討する。

(15)協働について

ここでは盛り込まない。

(6)参加・参画と併せて議論する。

(16)住民投票について

ここでは盛り込まない。『住民投票』の項目で検討する。

(17)働く権利について

盛り込まない。

「公平に働く権利」を区が保障することになり、その負担は結果的に区民が担うことになり現実性にかけるため。

(18)子どもの権利について

ここでは盛り込まない。

運営会からの提案 「子ども」という新たな項目を設け、そこで議論を行う。

(19)財政への提言について

ここでは盛り込まない。『行政の運営』、『行財政』の項目で検討する。

(20) 公序良俗について

盛り込まない。

(21) 言動に対する責任について

盛り込まない。

(22) その他について

ここでは盛り込まない。盛り込みたい具体的な内容があるとしたら『外国人』の項目で検討する。

第25回運営会で運営会の取りまとめができたため、第25回区民検討会議までの間には臨時運営会を開催しないこととなった。【報告】

第25回区民検討会議の進め方については、第24回区民検討会議で検討未了となった運営会案及び新たに取りまとめた上記の運営会案をもとに全体討議を行い、『(住民)区民の権利と責務』について区民検討会議案をまとめることとなった。【報告】

区民検討委員で運営会委員として参加したいという方がいるため、あらためて運営会委員の追加募集をしてはどうかという提案があった。運営会としては運営会委員としてその役割を担っていただける方がいれば積極的に参加していただく方向で区民検討会議に提案することとなった。【提案】

2 『(住民)区民の権利と責務』の検討(全体討議)

全体討議の進め方について、以下の手順で行うことが説明された。

- ・ 前回に引き続いて、『(住民)区民の権利と責務』について全体討議を行う。
- ・ 運営会案を基に、(5)参加・参画についてから(22)その他についてまでの検討を行い、『(住民)区民の権利と責務』について区民検討会議案をまとめる。

説明の詳細は別紙のとおり。

参加・参画について、牛山教授からレクチャーがあった後、運営会案を基に、(5)参加・参画についてから(22)その他についてまで、全体討議を行った。

レクチャー及び全体討議の詳細は別紙のとおり。

全体討議の結果、以下の事項が合意された。

(5) 参加・参画について

「区民は、区政に参加する権利を有する」

(6) 議会への提案・行政への提案について

ここでは盛り込まない。『行政の役割と責務』、『議会の役割と責務』、『住民参加の仕組み』などの項目で検討する。

(7) 地域課題・まちづくりについて

「区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める」

(8) 条例を守るについて

ここでは盛り込まない。盛り込む場合には『条例の基本的考え方』の「条例の位置づけ」で検討する。

(9) 伝統文化について

ここでは盛り込まない。

(10) 納税の義務について

盛り込まない。

(11) 良好な環境について

ここでは盛り込まない。具体的な内容については『環境』の項目で検討する。

- (12)人権について
ここでは盛り込まない。
- (13)教育について
運営会案「区民は学ぶ権利を有する」
- (14)自治権について
ここでは盛り込まない。『住民参加の仕組み』などの項目で検討する。
- (15)協働について
ここでは盛り込まない。
- (16)住民投票について
ここでは盛り込まない。『住民投票』の項目で検討する。
- (17)働く権利について
盛り込まない。
- (18)子どもの権利について
ここでは盛り込まない。
これまでの20項目に加えて、21番目に『20子ども』の項目を設ける。
- (19)財政への提言について
ここでは盛り込まない。『行政の運営』、『行財政』の項目で検討する。
- (20)公序良俗について
盛り込まない。
- (21)言動に対する責任について
盛り込まない。
- (22)その他について
ここでは盛り込まない。盛り込みたい具体的な内容があるとしたら『外国人』の項目で検討する。

3 事務連絡

運営会委員の追加募集については、開催通知で案内したうえで、第26回区民検討会議で参加者を募る。【報告】

以上

第25回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	25回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	×
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	×
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	×
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	×
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			23

全体討議の説明

ファシリテーター 資料2『全体討議の進め方』をご覧ください。

本日、使用する資料は、前々回（第23回）の配布資料5『盛り込みたい事項【各班記入シート】「2.住民（区民）の権利と責務」』と、同じく前々回（第23回）の配布資料6『「2.住民（区民）の権利と責務」盛り込みたい事項とその内容一覧（まとめ）』、それから、本配布資料3『盛り込むべき事項運営会案「住民（区民）の権利と責務」その3』、これには、前回の配布資料に、運営会で検討された新たな項目を追記してあります。また、各回共通資料『条例に盛り込むべき事項と留意点 1.条例の基本的考え方』の4点になります。

本日は、配布資料3 盛り込むべき事項運営会案の項番(5)から(22)を順番に議論を進めます。

それでは、まず、各回共通資料『条例に盛り込むべき事項と留意点 1.条例の基本的考え方』のうち、「目的」のところを見て下さい。“理念(原則)に基づいて、自治体の運営方法を定めて自治の実現を目指すとともに、区民・議会・行政の役割(権利・責務)を明らかにする”と決めてきました。つまり、この条例を作るのは、自治の実現をはかることが、目的になっています。今日の議論も、考える尺度として、自治の実現に合っているのか、自治基本条例にその項目が合っているのかを持って、ご検討頂きたいと思います。

牛山教授レクチャー 及び 全体討議

ファシリテーター 資料6『(5)参加・参画について』牛山教授よりレクチャーをして頂きます。牛山教授よろしくお願ひいたします。

牛山教授 参加・参画という言葉ですが、1960年代から70年代にかけて、行政のあり方に対して、住民市民の意見をきちんと反映させるべきだということで、このような言葉が言われ始めました。当初は、「住民参加」「市民参加」という言葉で言われ、“参加”というのは、行政が一方的に決めるのではなくて、住民市民の意見を踏まえて、住民市民がそこに参加して、色んなことを決めたり議論したりすることと言われてきました。参加は、言葉のニュアンスから、外から加わる、という意味合いが強いということで、住民が主体的にやるものということが言われ、参画ではどうなのであろうかと言われ始めました。何かを決めるときに、何かを企画するとき一緒にやるのだから、参画の方が良いのではないかという論争が起こってきました。それについては、その後も議論があり、参加の方が、自分たちが主体的に加わると言うことで、良いのではないかという意見もあります。言葉として、定型的に参加と参画のどちらが進んでいるということは、なかなか言えない状態になっています。わたし個人としては、あまり区別をしていませんが、他の自治体の条例や条文、議論を見ていると、参加を使っている場合が多いように思います。また、協働は、もう少し進めて、言葉を使用している自治体も増えてきています。しかし、協働にも批判があり、ここはどの言葉が一番ふさわしいかは、なかなか一般的な結論はありません。よって、みなさんがこの条例で用いるにあたり、市民が主体的に加わるのだと言うことを強調するような意思が強いならば、参加も参画という言葉も使えるでしょう。あるいは、協働をみなさんの中で、位置づけて、使用するという選択肢もあるでしょう。このようなことから、定型的な答えがあるという訳ではないと思っております。

ファシリテーター ありがとうございます。ただいま、参加、参画、協働のお話を頂きましたので、ご質問ありますか。

委員 論争があったという話だが、当時の主体は何か。住民なのかそれとも、もっと広い意味での区民なのか。それと関連して、広い意味での区民とした場合、地方自治法に抵触することはないのか。

牛山教授 “住民参加”と言った場合は、一般的に職員や議員以外の人々を指していたと思われる。しかし、“市民参加”といった場合は、ニュアンスが違います。この市民は、住んでいるとか住んでいないとか以上に、意欲的に参加する、社会問題に対して意識が高い、そういった人達の意見を積極的にとっていかうという「市民参加論」というイメージで捉えた人達もいます。言葉の使い方として、市民参加としての捉え方ともっと広く、例えば国民参加という様な、捉え方もあります。もう一つのご質問についてですが、区民まで広げて区政参加とした場合に地方自治法と抵触するのかどうかということですね。「参加、参画する権利を有する」と書いても、保育園児が区政参加できるかとも言えますし、一般的に、書いたからと言って、すぐに地方自治法に抵触するとは言えません。しかし、極端な例ですが、有権者を16才にしてする、住んでない人も住民投票の対象にする、などは抵触する可能性もあります。ここでは、一般的な権利を

言い、個別具体的な条文は他で規定するというやり方が、よいかと思います。

委員 どちらも似たようなイメージという印象を受けた。課題を決める段階、プランで参加するのか、評価で参加するのか。参加は、どの段階ですのだろうか。それは言葉によって違うのか。私は最初から、住民が課題をあげる段階からだと思う。参画の方が初段階のイメージがある。

牛山教授 ある自治体では、行政のところにPDCAを通じて参加すると書いています。ここでは、国政で言うならば、参政権を言っているようなものです。どの言葉が合っているとか間違っているとかはないので、みなさんの意識の中で決めて頂ければ良いと思います。

委員 区民側から新しい提案をしたい場合はどうなるのか。参加、参画の定義に入るのか。参政権のようなものとおっしゃたが。

牛山教授 入ります。区政運営に意見を述べたり、提案することは入っています。日本国憲法の参政権をイメージして規定するとみなさんが理解してよければ、そういうことになります。この条文にみなさんがどのようなイメージを持っているかにもよります。

委員 辞書で調べてみると、参加は一員になる、行動を共にするという意味である。参画は、計画や企画に加わるという意味であった。牛山教授のお話では、参画、参加を個人的には区別していない、一般的には参加が多いようだ、そして、結論はどちらであるとは決められていないというお話であった。私は、基本的には参画だと思うが、条文によっては参加でもあると思う。理由は、住民が加わって、計画から決定までを参画だと考えている。決定した事項の協同的な推進などは参加だと考えている。よって、条文によって使い分けするのが良いのではないか。

ファシリテーター 資料3の(5)「参加・参画について」の議論になりつつありますので、そちらに移っていききたいと思います。

運営会では、案4として『区民は、区政に“参加”もしくは“参画”する権利を有する』となりました。また、参加を使うか参画を使用するかが議論になりました。

資料6を見て下さい。3つの班が参加、もしくは参画としています。ここに書いていない2班は、入れて置いても良いということで、全ての班で参加、参画を入れたいということでした。

ここについてのご意見を頂きたいと思います。ただいまの委員の意見では、条文によって使い分けたらどうだということでした。

委員 広い意味で、参画が良いと思う。

ファシリテーター 両方を併記する、また協働としても良いというお話もありました。

委員 わかりやすくすることが根底だと思うので、全て参画でいきたい。

委員 私は参画、参加の概念を区別している。プランがあって、そこに参加していくことがスタートだと思う。最終的には、参加・参画が良いが、それには定義付けが必要だと思う。概念をはっきり捉えたい。課題の抽出からということから、参画が良いと思う。

牛山教授 文脈から考えますと、ここは、権利として書く場合、「参画する権利」というのは、不自然かなと思います。区民が区政に参画するというご意見は十分理解できますが、権利規定とし

て書く場合は、参加でしょうか。「参加する権利」「参画する権利」これを決めるのは、なかなか悩ましいですね。

委員 何か新しい提案したい場合、参画の方が、根っこはもっと広いと思う。参画する権利というならば、いろいろなことを提案する権利と読み取れるのではないか。権利と結びつけても参画が良いのではないか。

牛山教授 どこまでをもって、参画権とするかが難しいですね。参画権というのが、法律的な権利として、こなれていないので、色々な解釈になるでしょう。具体的な権利を書くときに、狭くなったり広がったりする可能性を残して、権利規定を書くと言うことが良いのか悪いのかということがあります。参加権というのは、参加するということから、その度に制度が整備されないということになります。この文脈で、区民が持っている権利として、参画する権利とするのは整理しづらいかなと思います。

委員 「参画・協働で地域の課題を解決していく」と地区協議会の目的に謳っている。区民となれば、参加の方が自分たちから主体的にという意味合いが強くなるのではないか。参画よりも、区民は参加の方が良いと思う。

委員 基本構想を作る区民会議の第6分科会では、参画・協働を使った。分科会を作るフレーズが参画であった。部会の中でも、参加か参画が議論になった。参加というと広い意味だとは思いますが、主体性がよりあるというのは疑問である。主体的なのは、参画ということで、区民会議ではそうだった。それとの整合性は必要ないだろうが、このように捉える向きがあった。どちらも同じような意味だと言うことはわかるが、語感的に参画の方が良いと思う。

牛山教授 どちらが、より主体的であるかは、これから議論の余地があります。しかし、参画権と言うのが、明確ではないですね。私の提案としては、権利としては、参加権。つまり、国政で言うならば、国政に参画するということで参政権と言いますよね。この参加は、限定的ではなく、他の条文でも出てくるでしょう。そこで、もっと具体的なことを入れていくのはどうでしょう。学者の間でも決着が付いていない問題なので、ここで決着を付けることは難しいでしょう。法的な理解から、また一般的であるという点から、参加の権利。区民は区政に参加する権利を持っていることを表し、みなさんがおっしゃっている具体的な参画については、個別の条文で、みなさんの主旨を活かし規定していく。文脈上、参加を使いますが、今までのご意見を忘れるのではなく、他のところで規定していくのはいかがでしょうか。

委員 そもそも英語ではどちらも一緒である。PDCA サイクルをどこまでやるのかが議論である。何に参加するかを書いた方が良いのではないか。私自身は、わかりやすい言葉で良いと思う。もう一つは、区民が区政に参加するという部分の方が、私は重大であると思う。

委員 一般の区民の方は、内容の幅は理解しないと思う。定義づけるのか、解説書で解説するのか、誰が見ても、選んだ言葉も内容がわかればよいのではないか。個人的には参加が良いと思う。

委員 文言の定義の中で、明記すれば良いと思う。定義に生かしておけば良いと思う。参加の定義をしっかりとっておきたい。

委員 区政に参加する意思がある区民は少ない。権利意思についても同じである。よって、参加の方が受け身だと思う。また、区政と行政はお互いに遠慮している状態である。どちらの言葉にするにせよ、定義は必要である。私は、参加から参画へということで、参画が良いと思う。

委員 区民のみなさんは、参画より参加の方が単純明快でわかりやすいのではないかと。

牛山教授 ここでは、区民の権利として参政権が謳われますよね。実際は、どこからどこまで参加するということを定義するのは難しいと思います。先程のご意見で異議がありますのは、確かに最後は、議会や長が決めますが、アメリカでは、州の法律を作っても、住民投票でその内容がひっくり返り、裁判所もそれを認めるような場合があります。住民投票を規定すれば、ここで言う参加も広がりますよね。実際の条文の中で、例えば、行政への参加や住民投票など各条文で書かれることによって、参加の幅が広がり、ここでいう参政権を表現すると思います。このような理解でよいのではないかと。今は定義も残しておいて良いと思いますが、このように理解をしておけば、参加で良いのではないのでしょうか。

ファシリテーター では、(5)「参加・参画について」は、『区民は、区政に参加する権利を有する』でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、(7)『地域課題・まちづくりについて』に移ります。

資料6を見て下さい。まず、4つの班のうち3つの班から出されました。そして、地域課題を解決する権利とは何かという話になりました。続いて、責務に注目することとなりました。そして、運営会案5の『区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める』ということになりました。意図は、地域課題やまちづくりは、近隣や町内会同士、仲良くしていきたいということがあります。まちづくりを提案していくとなると、都市計画になるので、そうなる、ここではなく、他の項目になるのではないかと意見も出ました。地域のルールを守り、良い町にしていきたいというみなさんのご意見を尊重して、このようになりました。

この案について、ご意見はありますか。

委員 新宿らしさを最初に検討した。地域課題をできるだけ新宿らしい条例にしていこうとスタートしたと思う。新宿は、歌舞伎町のイメージが強い。しかし、歌舞伎町は今のイメージではなく、ちゃんとした伝統がある。このような点から、まちづくりが新宿の一番のポイントだと考えている。文化的な生存権としても良いと思う。新宿に住んで良かったと言われるようなまちづくりが、ハード面でもソフト面でも必要である。新宿を歩ければ、文化の香りがする場所もある。新宿をそういう場所にするために、私はまちづくりを権利であると強調したい。

委員 末尾の「努める」について意見がある。まちづくりは、個人、地域住民、行政の3者の協働事業であると考えている。このことから、権利と責務で考えて良いのではないかと。まちづくりは、区民だけでは行えないので、努めるでは弱いのではないかと。

ファシリテーター もう少し強いとはどれくらいですか

委員 責務でも良いと思う。

ファシリテーター 先ほどの委員のご意見は、この場所から、まちづくりが消えてしまうのはどうなの

かというご意見でした。運営会では、まちづくりを定義できるかということが議論になりましたが、定義が決まらず、また内容も明らかになりませんでした。まちづくりの権利が明らかになった時にもう一度検討しようかということになりました。

委員 私は新宿らしさというのは、ここで一番強調できるかと思う。まちづくりはハードではなく、ソフト面で必要である。

牛山教授 権利というかどうか権利でしょうか。

委員 新宿には、歌舞伎町だけではなく、多くの文化財がある。そういうものを作り出していくことはまちづくりに含まれると思う。文化的生存権と考える。

ファシリテーター もう一人の委員のご意見は、まちづくりは責務であるというご意見ですね。

委員 まちづくりが努めるでは、弱い。もっと良い言葉があればよいが、責務でよい。

牛山教授 努めなければならないとするならば、義務ですね。

委員 運営会案5の文章の“ともに暮らし”というのは、住民以外の他の区民とともに暮らすという意味なのか。なぜ、敢えて“ともに暮らし”なのかよくわからない。

委員 運営会での私の記憶だが、新宿らしさや外国人ということが議論の背景にあった。それで、“ともに暮らしやお互いに尊重し”、という文言になったと思う。

ファシリテーター “ともに暮らし”は、異文化の方に対してというのがありますが、日常生活において、仲良く心地良く暮らしたいということから、この言葉になりました。

牛山教授 私もこの議論の時にいました。まずは、迷惑をかける人がいるということから始まり、そういうことをやめて、責任を持ってきちんとやりなさい、ということがこの条文の主旨で責務でした。しかし、まだ外国人についても議論は行われていませんし、そもそも責務としては書くのはキツイのではないか。みんなで暮らしているのだから、お互いを尊重し、良い地域環境をしていく努力をしていこうではないかという背景で、この言葉になりました。それを、どの程度強く書くかが今は問題になっていますね。

ファシリテーター (7)については、運営会の中でももう少し内容を明らかにしたいという意見もありました。今までのご議論では、『区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に』までは、みなさん合意されているようですが、最後の“努める”について論点になっています。責務まで書くか、努力規定にとどめておこうという意見があります。

委員 牛山教授に質問です。条例では、努力規定というのは一般的に入るのか。私の印象では、義務や権利を書く印象である。

牛山教授 もちろん条例の種類にもよります。ここでは、責務を本当は書くべきところなのでしょう。しかし、みなさんのお気持ちから責務では強いので、責務に準ずる区民の努力という少しトーンを落としています。そもそも、この主旨は、周りに迷惑をかけないという責任を書いたものでした。本来ならば、努力規定ではなく責務と書いた方が良いでしょうし、曖昧に書かずに責務と書くべきだというご意見はあって、当然だと思います。

ファシリテーター 努力規定とするか責務とするかが論点となっています。どちらにしましょうか。

委員 歌舞伎町のど真ん中でまちづくりをしている立場から言うと、権利はいらぬ。地域エゴにな

る。今の質問で、この条例では努力規定もありということならば、それで良いのではないか。運営会案で良いと思う。

次の課題は、まちづくりの権利をどこに入れるかである。まちづくりでは、実際に権利を使いたい時もあるが、そういうことはここには入れないで、別なところで触れればよい。

ファシリテーター 努力規定で良いけれど、まちづくりの権利はどこかで考えなくてはいけないというご意見ですね。

委員 『区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める』で要件が満たされるのであろうか。基本条例なのだから、あやふやにせず、出せるものは出すべきだと思う。

ファシリテーター 運営会の中でも、このような意見はありました。しかし、全ての人に、責務を課して良いのかという意見もありました。

委員 運営会でも始めは、責務に近い言葉もあったが、なぜ変わってきたかという、区政に参加しない人が多い。責務にして、そのような参加しない人たちを追い込むのは問題であるので、まずは参加して欲しいということから、努力規定にしたという過程があった。

委員 参加しない人たちがいるからこそ、決めた方が良いのではないか。

ファシリテーター 参加するということは権利ですね。権利を押しつけてしまうと、参加しない自由はどこにいてしまいますよね。それを担保するために、努力規定になりました。

委員 私の個人的な意見なので、みなさんが良いというならば良い。

ファシリテーター 責務で入れたい方はいますか。

委員 今の委員の意見に納得する。罰則がなければ責務でも良いのではないか。最近、多様な社会であるからこそ義務としたい。具体的には、努めなければならないでよいと思う。

委員 “ともに暮らし、お互いを尊重して”は、まちづくりの基本であり、義務、責務として、まちを良くしていこうと盛り上げていかないと良くなれない。努めなければならないが良いと思う。

委員 努めなければならないとなぜ言えるのか。できるわけがない。

委員 まちづくりでは、努めなければならないが良いと思う。文章に対して意見がある。“ともに暮らし”の後の読点の位置を移動して、“お互いを尊重して”の後に移動してはどうか。

牛山教授 “お互いを尊重して良好な地域社会の創出”全てが“努める”に係っています。しかし、“ともに暮らし”は“努める”には係っていませんので、条例上はこれで合っています。“お互いを尊重して”と“良好な”の間に読点を入れると、“良好な”以降しか“努める”に係らなくなる可能性があります。このようなことをご理解頂きたいと思います。もう一つ“努める”についてです。先ほどの委員のご意見ですが、語感の問題なのか、それとも責務規定にしない、と、いう強い意志どちらでしょうか。言葉の語感とするならば、“創出に努めるとする”とすると何となく弱いですが、条例上では責務になります。“努めるものとする”となったら努めなければいけません。語感の問題とするならば、こういう言い方があります。そうではなくて、責務規定ではなく、「みんなで頑張ろうね」ということならば、このままですね。どちらでしょうか。

委員 “努める”が精一杯の譲歩である。

委員 運営会案の“区民は”いろんな人たちを含めていて、その人たちもこの条例の対象者である。みんな仲良く、軋轢の無い社会をつくるということで、“創出に”になり、“ともに暮らし”は、会社の大小に関わらず、一緒に暮らさないと新宿区は成り立たない。けんかばかりするのではない“お互いを尊重し”ている。このようなことから、果たして「～しなさい」という言葉が良いのだろうか。

委員 “ともに暮らし”は必要ないと思う。“区民は”はともに暮らし、学び、働きということであった。ここにきて、“ともに暮らし”は必要ないのではないか。

委員 新宿区に働きにきているということは、長時間新宿にいることになるので、暮らしていることになる。

ファシリテーター “努める”の結論がでていません。どちらかに決めたいと思います。

牛山教授 努めなければならないのは、語感が強くなり、責務的なことを住民に課するというニュアンスは出てくることになります。しかし、やらなかった人を罰することはできませんし、努力をしているかどうかを、問うことはできませんよね。みなさんの意識としてかなり強く出したいのか、それとも出たくないのかのどちらかです。運営会では、隣近所に迷惑かけるなということ、あまりに強調すると、地域社会からの個人の排除に繋がってもいけませんよね。このようなニュアンスが含まれると、新宿区民の自治基本条例が、排他的なものになってしまうので、“ともに暮らし”が入っています。そして、“お互いを尊重し”を入れて、あまり強くないよう“努める”にしました。運営会の中でも、かなり強くしたいという意見もありましたが、最終的にはこのようにまとまりました。努力をすることは書いていますので、ご理解を頂けたらと思います。私も責務で書いて良いかなと思っていますが、実をとるということで。そうしないと、まとまらないかなと思います。責務で書いてもそれを強制させる方策はない状況の中で、みんなが主体的に努力するというニュアンスで書いてはどうかということです。

委員 この運営会案はよくできている。実体験から言うと、外国人に対して苦情を言っただけと言われるが、まず言葉が通じない。だから、あまり細かく規定しても意味がわからないのではないかな。そうすると、区民は、いろいろな人たちがいるので、尊重することもできなくなる。

委員 努めるものとするではどうか。

委員 語感の問題にすり替わっているのでは、それでは今までの議論が否定される。良好な地域社会がどういうものなのかなどは、個別に地域に合った課題に応じて、やらなければならないことなので、みんなで努力をしようということだと思う。責務や努力義務ではなく、努力をしようということで良いのではないかな。“良好な”も主観的なことであるし、自分が善良に生きているつもりでも、他人に迷惑をかけていないとは言いきれない。自分が良好な地域社会を壊しかねないこともあるので、みんなで努力をしようということで良いのではないかな。努めるものとするは、議論のすり替えのように思える。

委員 この問題を強く言った人を支援しているので、その方が良いとするなら良いと思う。

委員 ワークショップでやって、それを運営会が練ってきてくれている。一度作ってみれば良いのではないかな。まだ検討内容がたくさん残っているのだから、もう少し進めても良いのではないかな。

委員 議論をしたから良いと言うのならば、全て決まっているようなものであり、それは反対である。

ファシリテーター 今の委員の意見は、そういうことではなく、一度つくってから、細かいことに入っ
ていこうという主旨でした。

では、(8)『条例を守るについて』に移ります。

資料6を見て下さい。条例を守る責務があるとなっています。運営会としては、ここでは盛り
込まないということになりました。もし、盛り込むのであるならば、『1条例の基本的考え方』の
条例の位置づけで考えるべきではないかということになりました。また、条例を守ることは、当
然であり、もし、ここで入れた場合、条例を改正する時に、この条文があると妨げになるので
は、という懸念があるのでは、ということになりました。また、区民だけではなく、議会や行政も
守る義務があるということになりました。このようなことから、ここには入れないということになり
ました。

ご意見はありますか。

無いようでしたら、こちらでよろしいでしょうか。

はい、ではこちらで合意とさせていただきます。

次に移ります。(9)～(12)までは、運営会では盛り込まないとなりましたが、どうしても盛り
込みたいというご意見はありますか。

委員 (9)『伝統文化について』の運営会合意事項の中の、“前文または他の項目で検討し”とある
が、是非そうして頂きたい。

ファシリテーター わかりました。

他にありますか。

なければ、次に進みます。(13)『教育について』ご意見はありますか。

委員 これは資料6の『15教育』で詳しく検討するということですか。

ファシリテーター そういことです。では、こちらは合意でよろしいですね。

では、次に進みます。(14)～(22)まで、盛り込まないということになっていますが、(18)
『子どもの権利について』は、運営会案『「子ども」という新たな項目立てを行い、そこで議論
する』があります。特に(18)についてご意見はありますか。

委員 子どもの権利について盛り込みたいという理由は何か。

委員 持続可能な社会のために子どもにしっかりしてもらうためである。甘やかすだけではなく、子
どもが二本足で立てる環境整備をしようということである。ここで、項目を立てて、改めて議論
するということである。

委員 (18)は子どもの権利となっている。「子ども」という項目を立てるのならば、青年やお年寄り
はどうなるのか。権利として捉えるのならば、区民の権利があるのだから、敢えて子どもだけ
を入れるのは、疑問に思える。

牛山教授 どうして子どもだけを立てるのかということですよ。議論の経過を説明します。区民の
権利とした時に、高齢者の権利など色々な権利がありますので、そういう議論では、子ども
だけ立てるとするのは、不自然ですよ。ここでは、「子ども」という項目を立てるのかという議

論も含めて、後ほど検討してはどうか、という提案です。大人には参政権や色々な権利があります。しかし、子どもには権利が制限されています。運営会では、このような提案でありませんが、全体会では、「子ども」という項目はいらぬというご意見はあって当然だと思います。しかし、今回、子どもの権利を消すだけではなくて、少し残しておいて、議論をしたいという運営会のご提案になります。ただ消すだけではない、ということをご理解頂きたいと思いません。

委員 別途検討するということですね。

ファシリテーター ここでは、盛り込まないですが、盛り込むかどうかは後ほど検討するということでした。

委員 項目立てを行い、議論をするということが、子どもの権利について、ここに入れぬという理由になっているが、項目を立てること自体を後で検討するという意味で提案がされているのか。

牛山教授 立てるということは、議論をするということで、大項目に立てるという表現をしています。残すということを決めたと言っているのではありません。更に、資料6の大項目は、全て立つかどうかは、これから議論して行くことなので、どうなるかわからないという位置づけですので、とりあえず、そこにも「子ども」入れて、検討するというのが、運営会のご意見です。

委員 項目立てをするということが合意事項なのか、それとも、子どもに関する規定を自治基本条例に入れるかどうかを検討すると言うことで良いのか。

ファシリテーター 資料6の検討していく大項目20個に、「子ども」を立てて、みんなで検討していくと言うことです。これらが、条例に残るかどうかはこれからの議論で決めていくと言うことです。こちらで、異議はありますか。無いようでしたら、21個目に入れることにします。他はよろしいでしょうか。

では、無いようなので、以上とします。